

議題3

令和2年度 広島市におけるいじめ防止対策について（報告）

1 令和2年度の取組実績について

(1) 教育相談の充実

教育委員会として、教育相談のポイント（その意義や留意点、様々な形態・方法、相談で用いるカウンセリング技法など）をまとめたりーフレット（別添資料①参照）を作成し、全校の教育相談・支援主任を対象として活用することとともに、全校に配付した。各学校においては、教育相談・支援主任が中心となり、集中研修で学んだ内容に係る校内研修等を実施し、教職員のスキル向上や多様な方法による教育相談の実施など、教育相談の質的向上を図った。

なお、小学校においては、全ての児童を対象とする個別の教育相談の有効性・必要性等についての理解が広まり、令和元年度以上に多くの学校が取り組んだと見られるものの、新型コロナウイルス感染症拡大を受けての一斉臨時休業明けの令和2年6月に、児童生徒の実態把握のための個別面談の実施について教育委員会から全校に指示した経緯もあり、実施率は参考数値として取り扱うものとする。

【個別の教育相談の実施状況】

		令和2年度	令和元年度
小学校	141校／141校（参考数値）	47校／142校（33%）	
中学校	63校／63校（100%）	63校／63校（100%）	
高等学校・中等教育学校	10校／10校（100%）	10校／10校（100%）	
計	214校／214校（参考数値）	120校／215校（56%）	

(2) ライフスキル教育の充実
教育委員会として、各学校におけるライフスキル教育について、令和元年度にいじめ対策推進教諭が全校を定期的に訪問して把握した実施状況を踏まえ、令和2年度は、令和3年度になるような好事例を収集・蓄積した。

また、令和元年度に引き続き、全校の教育相談・支援主任を対象とする集中研修において、児童生徒の実態や発達段階を踏まえたライフスキル教育の計画と実施に関する基本的な考え方について理解を深める研修を実施した。

各学校においては、教育相談・支援主任等が中心となって令和3年度からの実施に向けて年間計画の作成に取り組み、その中で、令和元年度よりも多くの学校が令和2年度からの実施を実現した。

【ライフスキル教育の実施状況】

		令和2年度	令和元年度
小学校	93校／141校（66%）	75校／142校（53%）	
中学校	40校／63校（63%）	31校／63校（49%）	
高等学校・中等教育学校	5校／10校（50%）	5校／10校（50%）	
計	138校／214校（64%）	111校／215校（52%）	

(3) 学年間・学校間の情報引継ぎの推進
教育委員会として、令和元年度作成した指針（「一人ひとりの子どもを大切に育み、繋いでいくために～小中9年間の切れ目のない支援を実現するためのリーフレット～」）に基づく、令和元年度末の小・中学校における実施状況及びその成果と課題を見直し・改訂（別添資料②③参照）を行った。加えて、令和2年10月末に開催した生徒指導協議会の中で、改訂の趣旨の説明と、各学校で留意してほしい引継ぎのポイント（引継ぎの対象となる児童生徒を慎重に検討すること、引継ぎ後に継続して支援・指導する必要がある事柄について具体的に引継ぐこと）の確認（別添資料④参照）を行った。

また、「いじめ問題への適切な対応」、「不登校児童生徒への支援体制」「子どものうつと不安症」、「アセメントによる児童生徒理解」、「専門家との連携（別添資料⑥⑦参照）」などについて、集中研修を実施した。

各学校においては、これららの研修内容について、生徒指導主任や教育相談・支援主任がコーディネーターとなつて校内研修を実施（別添資料⑧参照）し、その他の教職員の資質能力の向上を図った。

(4) 児童生徒の感覚の深化（研修の充実）

教育相談や情報引継ぎによって得た情報を、効果的な支援・指導にいかししていくために、スクールカウンセラーやスクールノーシャルワーカー等の専門家を交えて的確なアセスメントを組織的に行う取組の中心となる生徒指導主任や教育相談・支援主任に対し、教育委員会として、「児童虐待に対する適切な対応」、「いじめ問題への適切な対応」、「アセメントによる児童生徒理解」、「専門家との連携（別添資料⑥⑦参照）」などについて、集中研修を実施した。

各学校においては、これらの研修内容について、生徒指導主任や教育相談・支援主任がコーディネーターとなつて校内研修を実施（別添資料⑧参照）し、その他の教職員の資質能力の向上を図った。

(5) モデル校における取組の推進（研修の蓄積）

教育委員会として令和元年度から指定している「いじめ防止対策及び働き方改革の推進モデル校」（白島小、戸坂城山小、安佐中、五日市中の4校）において、答申の提言に基づくいじめ防止の取組を重点的に推進し、有効な実践事例を数多く蓄積した。2年間の指定の最終年度である令和2年度は、全校に向けモニタ校による実践発表（別添資料⑨参照）を行うフォーラムを教育委員会内部Web上で開催した。

【モデル校における取組概要】

(1) 教員と児童生徒との信頼関係の構築	○友だちの良いところや、友だちとの関わりで嬉しかったことなどを紙片に書いて貼って掲示する取組
安心して生活できる学校づくり	○定期的に学級の全員と一緒に遊ぶ日を設定
※ 日々の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒同士の信頼関係構築に努める。	○担任以外の教員と一緒に給食を食べる交流の実施
教員の感性・人権感覚等の向上	○全児童を対象とする個別の教育相談の実施
※ 校内研修等を通じて、教員の感性・人権感覚等を高める。	○児童がいつでも教員とも相談したい希望を書いて投函できる受付箱の設置
学校の考え方等の発信・周知	○生徒が自主的に学級の課題を分析して改善策を考える学級力アンケートを基にした学級づくりの取組
※ いじめ問題に係る考え方等について、児童生徒・保護者・地域等への周知の機会を充実する。	○個々の生徒の実態に応じたカリキュラムで支援を行うふれあいひろばの充実による居場所づくり
学校環境適応感尺度（アセス）等、質問紙調査の結果を基に生徒理解を深める校内研修	○いじめ問題への意識や感度を高めるための校内研修
※ O P T A 総会や個人懇談での周知	○教員と保護者が参加するL G B T 教育に係る学習会
学校便りや生徒指導通信、ホームページでの発信	○学校環境適応感尺度（アセス）等、質問紙調査の結果を基に生徒理解を深める校内研修

(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応	
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフスキル教育、ソーシャルスキルトレーニング等の計画、実施 ○LGBT教育の推進 ○生徒指導の三機能を生かした授業づくり ○生徒指導の自尊感情を高めるための学校表示の取組 ○総割り集団による児童会活動（掃除、遊び、折り鶴、なわとび） ○児童会・生徒会主導の取組（1年生を迎える会、挨拶運動、いじめ防止標語作り、卒業を祝う会、など） ○学級力アンケートを基にした学級づくりの取組（再掲） ○全児童を対象とする個別の教育相談の実施（再掲） ○児童がいつでもどの教員にでも相談したい希望を書いて投函できる受付箱の設置（再掲） ○生徒指導主任、教育相談支援主任を中心とした組織的な校内巡回 ○教育相談アンケートで相談相手（教員）を選択できるようにする工夫 ○学校環境適応感尺度（アセス）等、質問紙調査の実施と結果の分析 ○教職員を対象とする、いじめや虐待のチェックシートの定期的な実施 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を構成員として位置付けた生徒指導委員会や学校いじめ防止委員会、個別のケース会議等の開催
(3) 校内組織体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止委員会の開催方法の工夫による実効化 ○組織対応や情報記録を効率化するための報告・記録のシステムの改善 ○家庭訪問や懇談会の機会を利用する組織的ないじめの解消確認システムの確立 ○暮会での日常的な児童生徒についての情報共有 ○学年間学科交換制の導入による学年の組織体制の強化（小学校）
(4) 地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校だよりやホームページで学校の様子を定期的に発信 ○地域への学校行事の公開 ○学校の取組状況等について学校協力者会議で報告 ○教員、児童による地域行事への参加（音遊び、町探検、敬老会との交流など） ○地域の店舗等における生徒作品の常時展示 ○教育の絆プロジェクト（学習支援、地域貢献、地域指導員と特別支援学級との交流など）
(5) その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒がいじめや不登校等に対する心配や困りごとを抱えている場合、専門性を踏まえたアドバイスや相談支援を行なう。 ○児童生徒がいじめや不登校等に対する心配や困りごとを抱えている場合、専門性を踏まえたアドバイスや相談支援を行なう。 ○児童生徒がいじめや不登校等に対する心配や困りごとを抱えている場合、専門性を踏まえたアドバイスや相談支援を行なう。

(6) その他の取組

- 令和2年10月末に開催した生徒指導協議会において、前 広島市いじめ防止対策推進審議会会長で広島大学名誉教授の林氏を講師に迎え、「いじめ防止対策についてチーム学校の視点から考える—『人を人とする組織』を実現する学校経営論から—」と題して講演を行った。また、現在、いじめの問題の解決に向けた学校と関係機関との連携の推進に資するために、児童相談所や法務局、警察、臨床心理士会、PTA協議会、医師会、社会福祉士会、人権擁護委員協議会といった関係機関の役割などについてまとめたリーフレットを作成しており、広島市いじめ問題対策連絡協議会での確認を経て、各学校に周知する予定である。

2 令和3年度の取組の方向性について

- モデル校での取組によって蓄積した実践例を活かしつつ、以下のようないじめ防止対策についてチーム学校の視点から考える一『人を人とする組織』を実現する学校経営論からー】と題して講演を行った。また、現在、いじめの問題の解決に向けた学校と関係機関との連携の推進に資するため、児童相談所や法務局、警察、臨床心理士会、PTA協議会、医師会、社会福祉士会、人権擁護委員協議会といった関係機関の役割などについてまとめたリーフレットを作成しており、広島市いじめ問題対策連絡協議会での確認を経て、各学校に周知する予定である。
- (1) 支持的風土の醸成された学級づくりによる取組の推進【拡充・新規】
- 教員と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を基に、一人ひとりの児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる「支持的風土の醸成された学級」の実現に向け、教員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組に資するよう、教育委員会として、学校・教員向けの指導資料を作成し、各種研修で活用できるようにする。
- また、支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組として答申に示された取組は、いずれも、道徳や特別活動をはじめとする各教科において横断的に進める必要がある取組であることから、指導資料の作成に当たっては、教育委員会の関係各課（指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課、教育センター）の実務的な連携が必須であると考える。

(2) 教育相談の充実に係る取組の徹底【拡充】

- 令和元年度に引き続き、教育相談に係る教員の資質向上のための取組（研修等）を実施するとともに、令和2年度の成果であるモデル校における実践事例（年間計画の作成例も含む）を周知することで、各学校における取組の推進を後押しする。
- 特に、小学校においては、全児童対象の個別の教育相談の実施率100%を目指して取り組むものとする。

(3) ライフスキル教育・MLB教育（命を大切にする教育）の充実【拡充】

- ライフスキル教育については、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して、令和2年度蓄積した実践事例（年間計画の作成例も含む）を周知することで、各学校における取組の推進を後押しする。
- また、令和2年度の取組（SC連絡協議会での研修や校長会での周知、特定の学校における実践発表など）を踏まえ、児童生徒支援加配校での実施及びその成果の普及により、令和5年度からの全校実施に向けた各学校での取組を促進する。

(4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着【継続】

- 令和2年度末に実施している幼稚園・保育園等から高等学校までの情報引継ぎの実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて必要な改善を行い、本市の園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の定着を図る。
- 特に幼稚園・保育園等に対しては、公立私立を問わず今後も小学校への情報引継ぎに協力を依頼していくこととなるため、情報引継ぎの成果等について園長会や幼稚園協会、保育園協会などを通して丁寧に周知する必要がある。

(5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実【継続】

- 引き続き、全国子どもいじめ防止サミットや市PTA協議会主催の広島市いじめ問題子どもサミットへの積極的に参加するとともに、各学校の児童会・生徒会の好事例（小中連携による取組も含む）について情報収集し、好事例について周知を図る。